

平成31年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成31年 1月29日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時42分

○会議に付した事件

1. 損害賠償請求訴訟について（総務課）
-

○出席委員（7名）

委員長	小 西 秀 延 君	副委員長	及 川 保 君
委員	前 田 博 之 君	委員	大 淵 紀 夫 君
委員	吉 田 和 子 君	委員	西 田 祐 子 君
委員	吉 谷 一 孝 君		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高 尾 利 弘 君
総務課主査	菊 池 人 氏 君
建設課長	小 関 雄 司 君
建設課主幹	熊 谷 智 君
建設課統括主任	田 淵 正 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高 橋 裕 明 君
主 査	小 野 寺 修 男 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより、総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項につきましては、1点でございます。損害賠償請求訴訟についてでございます。はじめに担当課からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 本日、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の案件、レジメにありますような内容で説明していきたいと思えます。

損害賠償訴訟についてということで、概要でございますけれども、平成27年に町が実施した建築確認処分について、当該建築物のある土地に隣接する土地所有者から、境界線付近の建築制限に対する行政指導に不作為があったとして損害賠償を求める訴状が札幌地方裁判所室蘭支部に提出、受理され、同裁判所から口頭弁論の呼び出しがあったことからこれに応訴するというものでございます。

事件の経緯でございますけれども、平成27年11月に白老町に居住する住民A、こちら原告ですが、こちらから自分の土地と境界の際に隣地所有者のB、こちら隣人ということです。こちらが建物の基礎をつくっている。民法第234条の建物を築造するには、境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならないとする規定に違反するという事として、町に対し、隣人への指導をすべきとのご相談がございました。町としましては、翌日隣人から現状確認と聞き取りを行って、その結果車庫を新築する予定であって、その基礎が隣との境界から50センチメートルに満たないという場所につくられているということを確認しました。

しかし、当該地域においては、建築基準法の規定上、土地の境界線から距離を置く必要がないということと、町から強制的な行政指導ができないということで、民法の規定に基づく「境界線からの距離」については、双方において協議し、解決すべきであるということ原告及び隣人のそれぞれに伝えたところでございます。

その後、隣人から車庫建築に対する確認申請が提出されまして、確認済証の交付を行いましたけれども、その後においても境界との距離が改善されないということで、原告から行政指導の求めがあったということです。しかし、町としては民法上の規定がありますので、引き続き双方で解決すべきということを示してきたわけですが、そのところ平成31年1月10日付で札幌地方裁判所室蘭支部から訴状及び呼出状が送付されたものでございます。

訴状の趣旨でございますが、原告からの行政指導の求めに際して、町は隣人に対して一定の譲歩や協力を求めることを行わず、公務員として不作為があったとして、慰謝料20万円と支払い日までの利息について損害賠償すべきであるというものでございます。

町としての考え方と対応でございますけれども、町としては、当時、原告の相談に対して、隣人から現地確認、聞き取りを行い、さらに行政として指導できる範囲で隣人等に協力を求め説明を行ったところでございます。

また、その後、建築確認申請が提出された際には、建築基準法に適合するかどうかを審査し、建築確認処分を適正に期間内に遂行したというものでございます。

また、町は隣人に対して行った説明や協力要請について、原告に対し報告を行うとともに、併せて町の指導範囲にも限界があり双方で協議するよう原告に返答していることなどから、今回の町の対応が行政の不作为との主張は全くあたらず、町を相手に損害賠償請求される理由はないと考えてございます。

以上のことから、2月13日に応訴する前提で、いつもお世話になっております町村会顧問弁護士のほうに相談に参りまして、今後の裁判への対応についてもご教授いただいたところでございます。このため、この話の中でもそうだったのですけれども、当面の訴訟について応訴するという事の中で、その費用については第1回の定例会2月会議において補正予算を上程させていただく予定であります。

訴状の受理以降の経過につきましては、記載のとおりでございます。2月13日に口頭弁論がございますので、それに向けて弁護士さんのほうと合わせて進めていくという流れでございます。

○委員長（小西秀延君） この件に関しまして、質疑を受けつけたいと思います。質疑のあります方はどうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今説明を受けたのだけれど、A、B云々、当然私わからないから、客観的に流れを確認したいのだけれど、事件の経緯で民法第234条で建物を築造するには、境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならない、との規定があると。町は翌日、境界線から50センチメートルに満たない場所につくっているのを確認したといっているのです。町の考え方として、建築確認申請の提出の際は、建築基準法に適合するかどうか審査し、建築確認処分を適正に遂行したと。この50センチメートルの考え方はどのようにしたのですか。ここに50センチメートルに満たないまま建てたまま建築確認を認めたということですか。そうでなければ話が合わないのではないですか。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課統括主任。

○建設課統括主任（田渕正一君） 民法の規定は確かに、建物を築造するには、境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならないとありますけれども、建築確認において民法の規定は適合しないという部分がありますので、50センチメートル以下であっても建築確認申請は処理できるというようなことです。ただ、民法の場合は建築基準法とは別に、民法の部分というのは問題を残したままになっているのです。そこは民・民で解決してくださいということで話を進めてまいりました。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 民法と建築基準法とでは違うということは、建築基準法でどういう言い方をしているのですか。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課統括主任。

○建設課統括主任（田渕正一君） 建築基準法上は民法の規定は対象基準になっていないということなのですが、あくまでもそういうことを住民の方も知らないという部分もありますので、民

法では建物を築造するには、境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならないとありますというのを建築主さんに話して、何とか50センチメートル確保できないかというような協力を求めたというか、そのような指導であります。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） そこのところ曖昧です。指導がきちんとされてお互いに理解していればこのような問題にはならなかった。一方的にということですか。ここの建築基準と民法上の兼ね合いです。田渕建築課統括主任が言われた部分が曖昧なのです。国の指導とか建築基準法上とか、民法上からいけば今のような問題が出てきますね。何か国の指導通達で今のような問題のときは町の職員の判断でできるということですか。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課統括主任。

○建設課統括主任（田渕正一君） 建築基準法の部分では、先ほども言いましたけれど民法の対象法令はないと、そのまま確認申請が提出されれば民法の部分は対象としていない部分ですから、確認申請は処分するという事なのではありますけれども。民法のことを知らないという部分では、民法という部分の建物を築造するには、境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならないという規定はありますよというお話をさせていただいて、お互い民・民で、このくらいだったら許せる。お互いの話し合いでやっていただくということで、あくまでも国の指導だとかというのはなくて、民・民の相隣関係の中で解決してくださいということで、過去もそういう部分では民・民の部分は行政不介入というようなことでやっております。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今の説明を聞くと、双方から言われているのに、町は双方の確認とか理解を求めないで確認申請をしてしまったということですか。だからこのような訴訟になったのと違うのですか。双方が理解の上で確認申請を処理したのですか。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課統括主任。

○建設課統括主任（田渕正一君） 民法の関係については、双方で解決していただくという部分が基本になっていますので、いくら民法上適合していないからといって行政のほうは、確認申請はそこは対象ではないということで民・民でやってくださいということで、確認申請を処分しています。

○委員長（小西秀延君） 熊谷建築課主幹。

○建築課主幹（熊谷 智君） つけ加えまして、建築確認申請の審査期間というのは、車庫とか住宅程度の小さいものでは7日間、役所とか病院とかの大きいものでは35日間という日数が決められておまして、その中で適法な状態でなければおろさなければいけないという義務がございます。その中に民法の部分があったとしても、逆に私どもが民法の指導をもとに確認の期間を過ぎてまで留保するという事に対しては、建築主さんのほうから訴えられた場合、私どものほうが負けます。最高裁で判例があります。そういうことから民法の問題と建築基準法の問題は別ということで、建築確認申請のほうはおろさせていただいたところでもあります。

○委員長（小西秀延君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） そこはわかったのだけれど、要するに、建築基準法では基準が全くないということですか。それともどこに建ててもいいというような解釈ができるということなのか、そう

いう規定、例えば建築基準法内に今言ったような民法のような規定、極端なことを言えばそれは無視してもいいとか、そういう規定は建築基準法上ではないのかどうか、ここをはっきりしてほしいのです。基準がないから10センチメートルでも、20センチメートルでも確認申請は出しますという理解でいいのかどうか。そこだけをはっきりしてほしいのです。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課統括主任。

○建設課統括主任（田渕正一君） 白老町内には、第1種低層住居専用地域という住環境を高めるという地域があるのです。その地域については境界線から1メートル外壁から離してくださいという規定があります。それ以外は規定はありません。

ですから、その他の地区については10センチメートルであろうが、20センチメートルであろうが、民法の問題はありますけれど、建築規定の中では問題はないということになります。

○委員長（小西秀延君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 確認しますけれど、建築基準法では第1種低層住宅専用地域でなければ、全然距離は関係ないという理解でいいわけですね。規定があるのは民法なのだけれど、その矛盾はあるけれども、建築基準法では全然関係ないという理解でいいのですね。

そこをはっきりしておかなければ、そこが明確ではないのです。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課統括主任。

○建設課統括主任（田渕正一君） 先ほど説明したとおり、建築基準法のほうでは第1種低層住宅専用地域以外では規定はありません。民法は別に制限はありますので、そのほうを民・民の相隣関係の中で問題解決していただくというふうなことになります。

○委員長（小西秀延君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 一つだけ確認したいのですけれども、建築基準法と民法と2つの法律が出ていますけれども、上位法はどちらになるのでしょうか、そのところだけ考え方とか教えていただきたいのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課統括主任。

○建設課統括主任（田渕正一君） 民法と建築基準法ですけれども、どちらが上位かどちらが優位かという部分はありません。あくまでも民法の場合はどちらかという個人個人の問題という部分です。建築基準法の場合は、建物を建てるための部分で地域によっては1メートル離しなさい。そうでなければ10センチメートルでも20センチメートルでも、それは規定にはありませんので確認は承認できるということ。今回の訴訟の内容で確認申請の審査期間というのは7日間で、その期間内に適合していれば確認を処分しなければならないということなのですから、原告側が7日間を民法の問題があるのにそれを延ばせないかと、確認審査の期間を留保していないという主張もあります。この部分については建築主さんの利益だとか不利益がありますので、その部分は7日間の中で建築規定に適合すれば申請を処分しなければならないというのが建築基準法の中にあります。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。前田委員。

○委員（前田博之君） 弁護士に相談していますね。答弁書提出期限2月6日ですけれど、これ争点は賠償なのだけれど民法上の問題なのか、建築基準法での争いなのか、どちらなのか。

○委員長（小西秀延君） 菊池主査。

○総務課主査（菊池人氏君） 資料にもありますとおり、訴状を受けてから事前に顧問弁護士のほうへ相談に参りました。訴状に沿っての説明をして相談をしたわけなのですが、あくまで行政として対応すべき部分の適用性や違法性という部分ですので、民法の適用の規定がないところからすると、民法に沿った行政の指導というのは基本的にはする必要はないというところからすれば、建築基準法上適正な執行をしたかどうかということで私どもも主張をして、そこを争点で主張したいというふうに顧問弁護士とも相談をしております。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 民法と建築基準法の、話の中にありますけれども、隣人同士の争いというか、民事上でいったら両方で話し合いなさいということですから、それがうまくいかないこと許可を出した町に対して訴訟があったと、単純にそう捉えていいのかと思うのですけれども。20万円の慰謝料ということで来ているのですけれども、木の枝が伸びてきたとか、何か入ってきたとか、往々にして近隣のもめごとというのはあると思うのです。それとは違って、これは新たに車庫を建てるということでの確認申請が出てきたということで、町としてはある程度指導したということなのですけれども、建て主も50センチメートル以上離さない理由があったのか、その辺は役場が入る必要はないのかどうなのか。なぜ矛先が役場に向いてきたのか。役場は建築基準法に基づいてきちんとやったわけだから、矛先を向けるところがなくて役場に向いてきたのかなど。自分たちの話し合いが民法上でできなくて、それで許可を出した役場にきたのかということ。そのために弁護士料がかかるわけです。補正予算で出すと言っていますけれども、これは町民の財産、税金ですので、どのくらいかかるのかということと、それから、これは争いですから、勝ったらきちんとした補償もされるのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 田淵建設課統括主任。

○建設課統括主任（田淵正一君） 確認申請が出されまして、委任された設計者の話なのですけれども、配置上住宅側に少しの部分で、どうしても境界までいかなければできないという実情がありました。確認申請あがってから、設計者を通じて建て主に民法の関係は民・民で解決するというところで、そのあと確認処分をいたしました。

○委員長（小西秀延君） 菊池主査。

○総務課主査（菊池人氏君） これ公金という形ですので、費用見込みについてご説明したいと思います。顧問弁護士に相談したところ、損害賠償請求額に応じた札幌弁護士会で定める報酬規程に基づいて請求する見込みだという説明を受けております。このたびの原告からの損害賠償の金額は20万円というところの規定より、それを超えない範囲の報酬金額が、勝ち負けに応じて発生しまして、訴訟に入る前には着手金ということで、10万8,000円の支出。私どもの事務打ち合わせ、札幌に事務所を置くものですから、その訴訟に伴う事務打ち合わせの旅費分を2月5日に提案する予定でございます。金額については15万円という予定で補正をしたいと思っております。最終的には勝訴、敗訴に応じた報酬を精算払いによって後に請求されるわけなのですが、20万円を超えない範囲ですので、先に払った10万円を差し引いて、規定によれば、成功報酬額としては3万2,000円の報酬という規定の表がございまして、それにプラス、札幌に事務所を構えますので、裁判は室蘭支部ですか

らその出張旅費という回数に応じた実費分が発生して精算をされるということでの、委任契約を結ぶとすれば、そういった内容での見込みでございます。

勝ち負けの見込みというのは、私ども先ほどから説明した主張でいくというような、細かい点これから弁護士さんと相談しながら答弁書の作成や口頭弁論対応ということでもらうわけなのですが、原告は不作為という私どもに損害賠償を請求するわけなのですが、まず、不作為といった対応、必ず何かしらの対応や返答という形ではしていることから理由はないということ。民法での話という部分から、私どもに賠償責任というのではないということからそこまで長期化はせずという見込みは、相談の際にはこちらのほうでも認識しております。

○委員長（小西秀延君） 及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） 大体内容はわかったのですが、境界にかかわるこういった訴訟というのは結構あると思うのです。まちとしても何年か前には町が訴えられるという案件はあったのですが、今後もあり得ることなのか。何年かの間にこのような状況が起きて非常に危惧しているのです。今回の案件で、状況は理解しましたが、受けて立つのですけれども間違いなく勝てるということで受けて対応するということですか。判例も含めて1点だけ質問します。

○委員長（小西秀延君） 菊池主査。

○総務課主査（菊池人氏君） このケースは先ほど言った説明ではあるのですが、訴状がこちらにきた際の扱いです。行政としては裁判所からの訴状に対しては必ず対応しなければならない。一つとしては和解という選択肢。応訴、争うという選択肢。この二択で対応するところなのですが、弁護士の先生からしても、私どもの考えでも、行政とすれば和解に当たらない。和解をしてまで解決に至らないという認識は持っていることから、応訴せざるを得ないという一つ前提がございます。もう一つは、地方裁判所からの特別送達があると今回訴えられたのが町長ですので本人が出なければ必ず弁護士を立てなければいけないというところがございます。私どももどちらかというところ先ほど言ったこの法の規定から却下、主張としては強く持っているのですが、そういった点から確実な選択肢としまして弁護士に相談をして応訴するという方法。きたからにはどうしても応訴せざるを得ないという選択肢があるというところでは、それに至る経緯という部分については、対応に応じて原告がどう思うかというところがありますけれども、裁判の制度に基づいて対応を取らざるを得ないのかというのが認識でございます。

○委員長（小西秀延君） 判例からみて勝訴できるのかどうかというところはどうか。

菊池主査。

○総務課主査（菊池人氏君） 田淵統括主任、熊谷主幹より留保の話がありました。建築主の利益、不利益を超える留保は違法だという判例はございます。つまり、任意的な協力や説明というのは、行政としては、建築基準法上町民が快適に暮らすという主旨で行政指導をする責務はあります。ただし、強制的なものではなく、任意で協力や説明を求めながらするものであって、それを越えた留保であるというのは違法とされております。今回のケースは、もちろん求めに対しては任意の協力を建築主や設計者には説明したわけであり、原告にもそのような旨報告をしており、あとは双方で協議や解決するなどしてというようなことは双方に伝えたわけですから、私どもとしては確認処分を留保してまでの対応としてというのは、判例に判断が出ていますので、確認申請はそれが建築基準法

上適合かどうかを審査するにとどまるということから、正当性を主張できると判断してございます。

○委員長（小西秀延君） 及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） この案件は、隣人同士AとBがきちんと話し合いをされている状況、当然まちがそういった指導をするのだけれど、この二軒の関係はどうなっているのか。その一点だけ伺います。

○委員長（小西秀延君） 菊池主査。

○総務課主査（菊池人氏君） 二軒の関係つきましては、ここで資料は出しておりませんが、原告からの訴状の内容でしかないのですけれども、先ほど来から言っていた民・民でという話は、昨年裁判を原告から相手側に、民・民で調停を起こしているというような内容が訴状の中にありまして、最終的に記載があるのは昨年10月に和解させているという主旨の記載がありました。私どもから裁判所の閲覧というのはしておりません。和解が成立したというような内容になっております。その内容も確かな事実として確認はしていないのですが、民地所有者から原告に対しての和解金が発生して和解が成立したというような主旨が訴状に書いてあるということが前提でございます。

その後、1月には今度は行政にも不作為があるというような訴えの中での経緯があるようです。

資料にはAとBとありますが、Bさんは平成27年当時は所有者Bさんなのですが、去年は土地所有者が代わっております。売りに出して新たな所有者に対して原告が訴えて、新たな所有者と和解が成立したということの訴状でありました。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長

○総務課長（高尾利弘君） 事前のことなのですが、Bという方は車庫を建築された本人です。この方は転居されまして、新たな所有者が今住んでおりまして、その所有者が原告側から訴えられたということで、新たな方が和解をして20万円を払ったというような内容でございます。

○委員長（小西秀延君） 民・民のほうでは所有者が代わられているところをご理解していただければと思います。

ほかご質問ございますでしょうか。このまま訴訟ということになってしまいますので。

前田委員。

○委員（前田博之君） だんだん確信に触れていっているのだけれど、和解したのになぜ行政に訴えがくるのですか。行政に対する不信感ですか。役場に対する不信感で提訴されているのか。どうもおかしいのです。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課統括主任。

○建設課統括主任（田渕正一君） この話は、平成27年からのお話なのですが、もう3年以上たっているということなのですが、その間、平成28年に北海道建築審査会に審査請求しています。ただ、そのときは請求期間が過ぎていて、請求期間などによって門前払いされた。それで、再度国土交通省のほうへ再審査請求ということで上げたのですが、国土交通省のほうも請求期限が徒過していると。それで国土交通省のほうも門前払いで却下というようなこと、その後この民・民の裁判があったということです。

原告にしてみれば、建築審査会だとか国土交通省の部分で、却下で門前払いですから、話し合えないで却下されているという部分はあるのかと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかにございますか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 訴えている方は、隣の方と和解したわけです。いくらかのお金をいただいたのだけれども、なおかつ不満だというのは、和解に至っていないと原告は理解しているのだろうか。その場所をよけてほしいというのは、何か事情でもあるのでしょうか。どうしてもこのような事情だからよけてほしくて言っているのか。そうではないのか、その辺だけ伺います。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課統括主任。

○建設課統括主任（田渕正一君） 民法の234条では、50センチメートル離れていなければ、隣の人は除去命令だとかはできます。ただ、それを1年間過ぎてしまえば、除去命令だとか、そのようなことはできない。賠償請求はできるという規定があります。

今回の場合は賠償請求できるということで、何年かたったのですが賠償請求で和解したということなのですが、行政に対してという部分では、公務員としてだとか、いろいろ、日本国憲法の話だとか、公務員法の話だとか、いろいろお話があって、職員としての対応がというところに不満があるという部分です。

○委員長（小西秀延君） 質疑はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、以上で、総務文教常任委員会協議会を閉会させていただきます。お疲れさまでございます。

（午前10時42分）